

都市計画の案の縦覧等

別添2

公 告		縦 覧		意 見 書		
年月日	内容	期間	場所	提出方法	提出期間	提出先
令和 8 年 9 月 24 日（木）	・ 都市計画の種類 ・ 都市計画を定める土地の区域 ・ 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間 ・ 意見書の提出先及び提出期限等	令和 8 年 9 月 24 日（木）から 令和 8 年 10 月 8 日（木）まで	東京都都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎 12階北側 （直通） 03-5388-3213	持参、 郵送又は 電子申請 サービス	令和 8 年 9 月 24 日（木）から 令和 8 年 10 月 8 日（木）まで	東京都都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎 12階北側 （直通） 03-5388-3225

- （注 1） 東京都が公告し公衆の縦覧に供する都市計画の案は、東京都決定の案件です。
区市町村決定の案件については当該区市町村が公告し公衆の縦覧に供しますので、各区市町村へお問合せください。
- （注 2） ご提出いただいた意見書に記載された個人情報、都市計画法第 17 条第 2 項（同法第 21 条第 2 項により準用する場合を含む）及び国家戦略特別区域法第 21 条第 4 項の規定に基づく手続にのみ利用し、目的外の利用は行いません。
ご提出いただいた意見書に、個人情報や都民等の権利利益を侵害するおそれがある情報その他当該意見を公表することが不適切と認められる情報等が掲載されている場合は、都市計画法第 18 条第 2 項及び国家戦略特別区域法第 21 条第 5 項の規定に基づき東京都都市計画審議会に提出する意見書の要旨には記載しません。
- （注 3） 縦覧等を実施済の環境影響評価条例対象案件についての縦覧期間等は、以下のとおりです。

案件名等	縦覧期間	意見書提出期間
国立都市計画都市高速鉄道 東日本旅客鉄道南武線 立川都市計画都市高速鉄道 東日本旅客鉄道南武線 立川都市計画道路 3・4・8 号立川駅国立線	令和 7 年 10 月 7 日（火）から 令和 7 年 10 月 21 日（火）まで 【実施済】	令和 7 年 10 月 7 日（火）から 令和 7 年 10 月 21 日（火）まで 【実施済】
国立都市計画道路 3・3・15 号中新田立川線 国立都市計画道路 3・4・5 号立川青梅線	令和 7 年 10 月 14 日（火）から 令和 7 年 10 月 28 日（火）まで 【実施済】	令和 7 年 10 月 14 日（火）から 令和 7 年 10 月 28 日（火）まで 【実施済】